

相談事例(27)

融資の条件にスマホの契約！？

相談事例

お金を借りたいと思い、インターネットの広告で見つけた金融会社Aに融資を申し込んだところ、「スマートフォンの契約をすることによりあなたの信用が高まり、より多額な融資ができる」といわれた。

一両日のうちに、携帯ショップで3台、大手電機量販店舗内の携帯ショップ2か所で2台、3台と合計8台のスマートフォンを購入契約、購入金額の総額は712,160円で2年間の分割払いである。金融会社Aの指示に従って、指定された住所に、購入した8台のスマートフォンすべてを送った。翌日、午前と午後2回に分けて金融会社Aより計8万円の入金されたが、その後連絡がとれなくなりだまされたことに気付いた。お金を受け取ったからには自分も犯罪に加担したことになるのか心配だ。スマートフォン8台分の支払いもむずかしい。

(40歳代 男性)

■相談概要

この相談のように、携帯電話を詐取することを目的として、勧誘する事業者がスマートフォン詐欺事件として2014年11月、千葉県警に逮捕されています。そうした事業者にだまし取られたとしても、端末代金、通信料、契約解除料金等は、契約した本人が支払うことになります。

通話ができる携帯電話の端末を電話会社に無断で売買することは、法律で禁止されています(携帯電話不正利用防止法)。また、無断で転売されたものは、振り込め詐欺などに悪用されるおそれがあり、知らないうちに犯罪に加担してしまう可能性も捨てきれません。

一方、お金を融資できるのは貸金業の届け出をしている事業者に限られます。たとえ登録番号が記載されていたとしても、実際にその事業者が存在しているか、金融庁や地域の財務局に確かめるくらいの慎重さが必要です。振り込まれた8万円が融資されたお金と考えれば、金銭消費貸借の書面の交付がなされていなければなりません。金融会社Aとはその後連絡が取れなくなっているということですから、未登録業者の可能性が高いと思われます。

■処理概要

何よりもまず、携帯電話の契約を解除して通信ができないようにしなければなりません。携帯電話会社3社に早急に契約解除の連絡を入れるよう助言しました。また8台分の機器代金と月々の基本契約料、さらには契約解除時まで使用されているかもしれない通信料が加算されて請求されることとなります。どこのだれかもわからない人に使われたとしても機器の

契約者である相談者に請求は上がってきます。

多重債務によって支払いが困難な状況になった場合、簡易裁判所の「特定調停の申立て」という制度を利用することができます。法律専門家（弁護士や認定司法書士等）に依頼しなくても、当事者が自分で申し立てができる制度です。廉価な費用で調停に臨めます。

相談者には、機器代金等の支払いを含め、もよりの簡易裁判所に特定調停の申し立てを助言し、警察への相談も必要と伝えました。

特定調停の流れ

- 申立用紙については、最寄りの簡易裁判所調停受付に用意されています。
- 特定調停を申立てるときには、特定調停申立書という書面を相手方の住所のある地区を受け持つ簡易裁判所に提出します。そのときには特定調停の手続きを利用したいことを明らかにします。
契約書などを持参するとよいでしょう。
- 調停費用は 1 社当たり 500 円です。そのほか、手数料と関係者に書類を送るためなどに使う郵便切手を納めます。手数料は収入印紙で納める必要があります。

1. 調停申立（調停の申し込み）手続き
↓
2. 呼出状がくる
↓
3. 調停準備期日（調停準備の日）
↓
4. 調停期日（調停の日）
裁判官と 2 名の調停委員で調停委員会を構成し、両当事者から話を聞く
↓
5. 調停成立
↓
6. 返済の実行
↓
7. 完済

（以上）